

■中央市まちづくりアクションプラン行動計画 進捗管理一覧表（令和6年度取り組み状況）

【生活環境戦略】

シート	No.	担当課	担当	分野	重点的に展開する施策	具体的な取り組み	取り組み内容	現状と課題 (令和7年1月時点)	進捗状況	ロードマップ				令和6年度 実施内容及び今後の問題点	令和7年度の実施予定		
										ファーストステップ【3年以内】			セカンドステップ 【リニア開業まで】	サードステップ 【リニア開業後】			
										令和6年度	令和7年度	令和8年度					
生①	71 72 74	政策秘書課 担当	市政戦略担当	生活環境戦略	多様な暮らし方の推進	移住・二地域居住の促進	・本市への移住者のニーズの把握及び移住希望者の支援（空き家の活用など移住につながる制度や支援策の立案）：① ・SNSなどを活用した情報発信の充実及び魅力の発信による移住・定住の促進：① ・首都圏をターゲットとした効果的なPR：③	・移住定住等のさらなる促進に向けて、令和6年3月に「市デジタル田園都市構想総合戦略」を策定した。 ・県外からの移住を対象とした移住支援事業 ・若者世帯定住促進・子育て応援事業 ・奨学金返還支援事業 ・空き家バンク事業 ・移住相談事業	「デジタル田園都市構想総合戦略」の基本目標の1つ「中央市への新しいひと流れをつくる」に基づき、次の事業を推進した。 ・若者世帯定住促進・子育て応援事業 ・奨学金返還支援事業 ・空き家バンク事業 ・移住相談事業	①移住・定住の促進				②二地域居住の促進	③リニア開業を強みとするPR	・移住支援事業、若者世帯定住促進・子育て応援事業、奨学金返還支援事業、空き家バンク事業、移住相談事業 等を実施した。 ・各種事業の見直しを継続して行う必要がある。	左記事業の継続推進と、令和7年度は空き家バンク開連補助事業の見直しを行う予定。
生②	69 70	まちづくり推進課 担当	都市計画担当	生活環境戦略	暮らしやすい住環境の創出	開発需要に応じた公園緑地歩道などの整備	・調整池機能も備えた地域住民の住環境の受皿となる空間整備の検討 ・グラウンド公園などのレクリエーション施設の検討	都市公園を設置する場合においては、都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、設置目的に応じて配置及び規模を定めることになっている。	開発需要が明らかになっておらず、都市公園の整備の検討は行っていない。 市開発行為指導要綱の開発行為技術基準に基づいて、開発行為者に対して公園、緑地、広場の設置を指導している。	開発需要に応じた検討・整備の推進					市開発行為指導要綱の開発行為技術基準の運用	・公園整備の事業手法の検討 ・市開発行為指導要綱の開発行為技術基準の運用継続	
生③	67	まちづくり推進課 担当	企業立地推進課 担当	生活環境戦略	暮らしやすい住環境の創出	ウォーカブルな空間の形成	主要生活道路の改善整備、快適な歩行者空間の確保、交通安全対策の推進	本取り組みは、大規模な開発エリア内やリニア駅周辺を想定しており、具体的な検討段階に至るためには、具体的な開発構造、開発需要の案件が必要。	ウォーカブルなまちづくりの実践事例について、国土交通省から資料が示されており、資料から情報収集。	開発需要に応じた検討・整備の推進					ウォーカブルなまちづくりの実践事例に関する情報収集に努めたが、市内での具体的な検討段階には至っていない。	引き続き情報収集や企業との意見交換などを行い、まずは開発需要の把握に努める。	
生④	68	まちづくり推進課 担当	企業立地推進課 担当	生活環境戦略	暮らしやすい住環境の創出	計画的な開発による良好な居住環境の整備	リニア開業を見据えた計画的な市街地整備による良質な住宅地の供給の検討	都市計画法第34条に基づく条例により、市街化調整区域内、民間開発が実施されているものの、本取り組みは、大規模な開発エリア内やリニア駅周辺を想定しており、具体的な検討段階に至るためには、具体的な開発構造、開発需要の案件が必要。	都市計画法第34条に基づく条例により、市街化調整区域内での民間開発が行われているものの、市街地整備での良質な住宅地の供給は都市計画区域の線引きの見直しが絶対条件であるため、現在、検討に至っていない。	都市計画法第34条に基づく条例の運用など					都市計画法第34条に基づく条例に基づく開発行為に關し、事前協議、審査、許可及び適切な指導を行った。	都市計画法第34条に基づく条例に基づく開発行為に關し、事前協議、審査、許可及び適切な指導を行う。	
生⑤	73 74	まちづくり推進課 担当	企業立地推進課 担当	生活環境戦略	多様な暮らし方の推進	移住・二地域居住の促進	・サテライトオフィススペースの誘致推進による二地域居住の促進：② ・首都圏をターゲットとした効果的なPR：③	企業立地、起業するための場所が無く、ニーズの把握、ニーズへの対応ができる環境では無い現状。	企業との意見交換を実施し、企業ニーズの把握に努めている。	②二地域居住の促進	③リニア開業を強みとするPR				企業と情報交換・意見交換をしたが、リニア開業時期が不透明であることにより、サテライトオフィスに関する企業ニーズは無い状況。	引き続き企業ニーズを把握するため、企業との意見交換を定期的に行い、企業ニーズに応じられる支援制度の拡充について検討を行いく。	